○外務省告示第二百九十一号

平成二十九年八月二日にアクラで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がガーナ共和国政府との間に行われた。

平成二十九年八月十七日

外務大臣臨時代理
国務大臣　茂木　敏充

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入
2　贈与の限度額　一億八千四百万円
3　贈与の供与期限　平成三十五年十二月三十一日まで
4　署名者
日本側　吉村馨在ガーナ大使
ガーナ側　シェリ・アヨコー・ボチュウェイ外務・地域統合大臣

○外務省告示第二百九十二号

平成二十九年八月七日に東京で、第四次プノンペン洪水防御・排水改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

平成二十九年八月十七日

外務大臣臨時代理
国務大臣　茂木　敏充

1　協力の目的及び内容　第四次プノンペン洪水防御・排水改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　三十九億四千八百万円
3　贈与の供与期限　平成三十六年十二月三十一日
4　署名者
日本側　堀之内秀久在カンボジア大使
カンボジア側　ウイッ・ポリット外務国際協力省長官

○農林水産省告示第千三百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年八月十七日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石井　啓一

一　保安林の所在場所　佐賀県三養基郡みやき町大字簑原字堂ノ瀬五一八七の三（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及びみやき町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年八月十七日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石井　啓一

一　保安林の所在場所　長野県上田市武石余里字ホドガイ七三七の九（次の図に示す部分に限る。）、七三七の一〇から七三七の一六まで、一〇二一の一、一〇二一の四、字トキノス八六七の一八から八六七の二一まで、八六八の一、八六八の一一、八七一の一、八七一の四、八七一の六、八七一の七、八七五の一、八七五の三、八七五の四、一〇〇六の一、一〇〇六の三、一〇〇七、一〇〇八の一から一〇〇八の三まで、字躍開戸九三七の二、九八一の一、一〇〇一の一、字東替一〇二〇の一、一〇二〇の三
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年八月十七日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石井　啓一

一　保安林の所在場所　山口県山口市徳地堀字アラフ三六三の二、岩国市錦町字佐字長尾一〇、一〇の一、錦町大野字猪ノ木谷一〇〇七の一、一〇〇七の二
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年八月十七日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石井　啓一

一　保安林の所在場所　山口県防府市大字奈美字大井谷二一七の一四（次の図に示す部分に限る。）、大字和字字大河内二三二から二三四まで、二三五の一、周南市大字巣山字日焼二七五四の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字大井谷二一七の一四・字大河内二三三・二三四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び山口市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年八月十七日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石井　啓一

一　保安林の所在場所　山口県山口市下小鯖字岡田一六一六の一、字休家一六六五の一、字尾曽越一六九四の一、一七〇一の一、一七〇一の二、一七〇一の四、一七〇二、一七〇三の一、一七〇七の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字尾曽越一七〇一の一・一七〇一の二・一七〇一の四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び山口市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年八月十七日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石井　啓一

一　保安林の所在場所　山口県山口市徳地柚木字重ケ六二五の一〇、六二五の三五、防府市大字下右田字岳ノ後五の三、大字牟礼字大谷三三七の五九から三三七の六一まで